

注) 完全週休 2 日（土日）適用工事は令和 8 年 1 月 19 日以降に公告される工事で試行する。
試行対象工事適用の有無は、「入札公告、入札説明書」による。

別紙
令和 7 年 12 月 1 日

完全週休 2 日（土日）適用工事について（入札説明書添付資料）

1 用語の定義

次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

(1) 週休 2 日

1) 完全週休 2 日（土日）

対象期間の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとするが、必要に応じて、監督員と協議することができる。

2) 月単位の週休 2 日

対象期間の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8 日/28 日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

3) 通期の週休 2 日

対象期間内において、現場閉所率が、28.5%（8 日/28 日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

対象期間は、工事着手日から工事完了日までとする。

ただし、次の期間は対象期間から除く。

I. 夏季休暇（3 日間）および年末年始休暇（6 日間）

II. 工場製作のみの期間

III. 工事全体を一時中止している期間

IV. 発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間

V. 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間

工事着手後、完全週休 2 日（土日）の取り組みにあたって、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、原則として同一の週で土日に代わる現場閉所日（以下、「代替閉所日」という。）を設定する。この場合、当該週の土日を現場閉所したものとみなす。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

受注者の責によらず週休 2 日の実施が困難な期間が生じる場合は、監督職員と協議を行い週休 2 日の対象外とする作業と期間を決定する。対象外とする期間は必要最小限の期間とするものとし、その期間においては、技術者及び技能労働者が休日を確保できるように努める。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

なお、現場閉所を予定した日に実施する以下の項目については現場閉所日に算定できる。

I. 降雨・降雪等により休工した場合（予定外の休工を含む）

II. 災害等の緊急時に発注者が作業を要請した場合

III. 異常気象等による安全パトロール

IV. 現場閉所を予定した日に現場見学会等、現場を公開する場合

完全週休 2 日（土日）の判断にあたり、対象期間内の日数が 7 日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行う。現場閉所日を土曜日及び日曜日としない場合においては、2. の工事着手前の受発注者間の協議により変更できるものとする。

また、月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）の判断にあたり、暦上の土日の閉所では 28.5% に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に現場閉所または休日確保を行っている場合に 4 週 8 休（28.5%）以上を達成しているとみなす。ただし、工事着手月及び完成月にお

いては、その月の対象期間内の土日の合計日数以上に現場閉所または休日確保を行っている場合に4週8休（28.5%）以上を達成しているとみなす。

2 発注方式

受注者が、工事着手前に完全週休2日（土日）の取組を希望するか判断し、発注者と協議する受注者希望方式である。取組を希望しない場合は、月単位の週休2日に取り組むものとする。

契約後速やかに「完全週休2日（土日）適用工事」であること及び実施に向けた課題の有無を受発注者で確認し、適用の可否、対象期間等について協議すること。そのうえで、契約後30日以内に完全週休2日（土日）適用工事実施同意（不同意）届出書を監督職員に提出すること。

3 積算方法等

（1）補正係数

対象期間における現場の閉所状況に応じて、補正係数を乗じるものとする。

1) 【土木工事、機械設備工事、電気設備工事】の補正

現場の閉所状況に応じて、労務費、共通仮設费率、現場管理费率に以下の補正係数を乗じる。なお、市場単価方式および土木工事標準単価における週休2日の補正については、「完全週休2日（土日）適用工事実施要領」によるものとする。

	完全週休2日（土日）	月単位の週休2日
労務費	1.02	1.02
共通仮設费率	1.02	1.01
現場管理费率	1.03	1.02

2) 【建築、建築機械設備工事、建築電気設備工事】の補正

現場の閉所状況に応じて、労務費、現場管理費に以下の補正係数を乗じる。なお、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に関する単価の補正係数は、「完全週休2日（土日）適用工事実施要領」によるものとする。

	完全週休2日（土日）	月単位の週休2日
労務費	1.02	1.02
現場管理費	1.01	—

（2）補正方法

- 1) 入札説明書等において完全週休2日（土日）に取り組む旨を明記した工事について、当初予定価格から完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。
- 2) 当初契約後、受注者が完全週休2日（土日）を希望しない場合は、直近の契約変更において月単位の週休2日を達成した場合の補正係数に変更を行う。
- 3) 現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成かつ、月単位の週休2日（4週8休以上）が達成している場合は補正係数を月単位の週休2日（4週8休以上）に変更する。また、月単位の週休2日（4週8休以上）が未達成のものは、補正係数を除了した変更とし、通期の週休2日を達成できるように取り組むものとする。

4 現場閉所の確認方法等

- （1）受注者は「工事予定・履行報告書」に現場閉所の予定および実績を記入し、監督職員に提出する。
- （2）監督職員は、月1回程度を目安に「工事予定・履行報告書」に記載された現場閉所予定および実績の確認を行う。

- (3) 受注者は、監督員から現場閉所実績を確認できる資料を求められた場合は、速やかに提示しなければならない。
- (4) 受注者は、監督職員に求められた場合は、その都度「現場閉所報告書」を速やかに提示しなければならない。

5 留意事項

- (1) 契約後速やかに「完全週休2日（土日）適用工事」であること及び実施に向けた課題の有無を受発注者で確認し、適用の可否、対象期間等について協議する。
- (2) 実施に向けた課題がある場合、受注者は解決に向けた検討を行い、工事打合せ簿により監督職員と協議を行う。
- (3) 受注者は施工計画書（電気工事では現場工事施工計画書）に以下の条件を満たす工程表を添付して監督職員に提出する。
 - ・対象期間中、工事現場において週休2日相当の休日を確保し、工事予定・履行報告書に明記する。
 - ・工程表で定めた休日は、下請企業を含む工事現場の全労働者を休日とする。
- (4) 対象期間中にやむを得ない理由で休日と定めた日に作業を行う場合には、事前に代替休日を設定して監督職員と協議を行う。
- (5) 監督職員が、工事現場の労働者（下請企業を含む）の休日取得状況（現場閉所実績）の確認する場合には工事現場の労働者の勤務状況が確認できる書類（出勤簿、工事日誌等）を提示する。
- (6) 監督職員は、緊急時等やむを得ない場合を除き、現場閉所日における作業（資料作成を含む）が発生するような指示等は行わないものとする。
- (7) 監督職員は、現場閉所実績及び工程の進捗状況について確認する。

6 成績評定

- (1) 週休2日の達成状況による加点および減点の措置は行わないものとする。